

会議録

| | |
|-----------|---|
| 会 議 名 | 第 2 回使用料等受益者負担適正化検討会 |
| 日 時 | 平成 27 年 8 月 12 日 (水) 午前 10 時～12 時 |
| 場 所 | 八王子市役所本庁舎 議会棟 第 5 委員会室 |
| 出 席 者 | 飯島 大邦、松井 望、小室 崇司、竹名 裕子 伊佐 浩一、大橋 由里子 |
| 事 務 局 | 行財政改革部長 吉徳 光男 行革推進課長 宇田川 聡 行政管理課長 田倉 洋一 行政管理課主査 小林 健次 行政管理課主任 星 香代子 |
| 欠 席 者 氏 名 | なし |
| 議 題 | 1 減額・免除について 2 無料施設の有料化について |
| 公開・非公開の別 | 公開 |
| 非 公 開 理 由 | |
| 傍 聴 人 の 数 | なし |
| 配 布 資 料 名 | 第 2 回使用料等受益者負担適正化検討会次第 資料 1：減額・免除について 別紙 1：減額・免除等の規定状況 別紙 2：減免等 対象者一覧 資料 2：無料施設の有料化について |

会議の内容

1.開会

2.議事

議題 1「減額・免除について」

【座長】“1 減額・免除の対象とするもの”と“2 再検討が必要なもの”の2点について意見ををお願いしたい。

“1-(1)法令で減免することを規定しているもの”と“1-(2)生活困窮者等特別な事情のある者”が最低限の範囲という基準が示されている。そこに、“2 再検討が必要なもの”として、“2-(1)高齢者の室内温水プール使用料”と“2-(2)中学生以下の施設使用料（土曜日及びこどもの日）”を加え、減額・免除を考えていこうというもの。まずこの“1 減額・免除の対象とするもの”について、意見ををお願いしたい。

【参加者】60歳以上の高齢者と言われる方々は(1)(2)のどちらに該当するのか。所得の問題からの生活困窮や、敬老の観点からの減免もあるが、今は若者より裕福な方もたくさんいる。年金を受給されている中で、減免の対象とする理由というのが、この基準からではなかなか導き出しにくい。

【事務局】事務局としては、60歳以上の高齢者は(1)(2)には該当しないと考えている。“2 再検討が必要なもの”のうち“高齢者の室内温水プール使用料”は、政策的判断に基づいて決められたものなので、皆様の意見を伺い、再度検討したい。

【参加者】東浅川保健福祉センターのプール（60歳以上無料）は、政策的判断により減免されているのか。

【事務局】東浅川保健福祉センターは、老人福祉法で定められた老人福祉センターである。開設当初から60歳以上の方は無料としており、プールも無料としていた。その後、他の地域の市民から「北野余熱利用センターと甲の原体育館の室内温水プールについても、部分的に無料開放してほしい」という要望があったので、木曜日の2時間を60歳以上の方に限定し、免除している。

【参加者】今の60歳の方は大変元気である。対象年齢を引き上げることに抵抗があるのか。

【座長】他の自治体では、高齢者を65歳以上としているところもあるが、そもそも高齢者に対して優遇する必要があるのかという論点と、対象年齢で考えていくという論点がある。

【参加者】60歳以上とするのは時代に合っていない。シルバーパスと同様に「70歳以上」、あるいは75歳位から介護を受ける方が増えるので、「75歳以上」とすることも考えられる。最低でも「70歳以上」としてよいのでは。

【座長】高齢者の定義として、年齢を引き上げると良いという意見が多い。高齢者と定義する年齢の引上げを前提としつつ、減免の対象とどうか、施設の設置の経緯も踏まえ意見ををお願いしたい。

【事務局】参考に、東浅川保健福祉センターの平成25年度の利用者数の内訳は、有料12,409人、無料66,420人と、無料利用が5倍以上。北野余熱利用センターと甲の原体育館の無料利用は、木曜日の2時間限定で、北野7,785人、甲の原

8,472人である。

【参加者】有料の場合はいくらか。

【事務局】大人 200 円、子供 70 円。

【参加者】東浅川保健福祉センターは通年、他の2施設は木曜日だけということを考えて、結構多くの方が利用している。

【事務局】延人数なので、同じ方が何度も利用している可能性は非常に高い。

【参加者】プールのランニングコストは年間どの程度か。

【事務局】屋内プールは、プール単体の施設がないため、現時点でプールのみにかかっているコストは算出できていない。屋外プール単体の陵南プールのランニングコストが約 1,800 万円なので、屋内プールは温水かつ通年利用であることを考えると、おそらくこの3倍の 5,000 万程度はかかっていると推測する。北野の場合は、清掃工場の余熱を利用しているため温水の熱源分のコストはかからない。

【参加者】室内プールは、公共性、あるいは文化的な生活を送る上での必要性は低いと思うので、有料でもよい。利用料は高くないため、免除を一切やめてよいのではないか。生活保護受給者に対しても同じである。

【参加者】基本的にその意見に賛成であるが、シルバーパスと同様に、所得に応じて負担額に差を設けることも考えられる。

【参加者】回数券のシステムはあるのか。

【事務局】10 回分の料金で 11 回利用できる回数券がある。

【参加者】それなら、有料でよいと思う。

【座長】概ね、高齢者の室内温水プール使用料については、有料でよいとする意見であったが、一部考慮が必要とのことである。

【座長】次に、“2-(2)中学生以下の施設使用料(土曜日及びこどもの日)”について、これは主に学校週5日制を踏まえ、子どもの居場所の確保を目的とした土曜日の無料化である。これについて意見をお願いしたい。

【参加者】これは“1-(1)法令で減免することを規定しているもの”に当たらないのか。

【事務局】文部科学事務次官通知に基づくもので法令ではないが、学校週5日制が続く限り必要なことと考え、1-(1)の規定とは別に、免除を規定したいということ。

【参加者】免除でよいと思う。次世代育成の観点からも必要なことで、市によっては子どもの医療費無料というところもある。

【参加者】賛成である。子どもたちが集まって勉強できる場所の確保など、逆に広めた方がよい。

【座長】中学生以下の施設使用料については、政策的判断を踏まえて免除を継続する方がよいという意見を多く頂いた。

【座長】現在の減免対象の一覧に団体とあるが、登録制に基づく登録団体が対象ということか。

【事務局】登録制ではない。体育館等で、団体主催の競技大会や催しに使用する場合などが免除の対象となる。

【座長】その場合、予約の面などでも優遇措置はあるか。

【事務局】ある。

【座 長】減額・免除について、他にあるか。

【参加者】条例で規定されているものと、個別の決裁で規定しているものがあるということだが、個別の判断によるものを例外として減免するという状況は、対外的に見ると公平性という観点ではあまり説得力がない。減免条例を作るなり、施設の設置条例に減免規定を設けるなりし、条例で基準を明確にする方が理に適っている。

【事務局】この検討会の意見を踏まえ、今後減免又は料金設定で対応すべきものについては、条例に明記したい。

【参加者】ぜひそうした方が分かりやすい。別表にまとめればよい。

【参加者】斎場については、市外住民でも減額となるのか。

【事務局】東日本大震災の被災者については、市外住民の場合でも減額・免除となる。

【座 長】では、減額・免除については以上で終了とする。

議題2 無料施設の有料化について

【座 長】①～③に該当する施設は検討の対象としないことと、基本とする判定基準について、意見ををお願いしたい。

【参加者】法令に基づき無料としている施設があるが、根拠法令等全てがすでに50年以上経っているので、今の時代を考えると疑問に思う部分がある。

【参加者】図書館法と老人福祉法は法律のため従わざるを得ないが、通知はあくまで通知であり、行政側の裁量性はある。

【座 長】判定基準では、“有料であるか無料であるか”という部分が強調されている。その判断だけでいくと、逆に現在有料のところを無料に、という話にもなる。基本的には、“資産の適正利用、有効活用の観点”を踏まえることが大切だと思う。

【参加者】資料を見ても、料金やコストの情報がない。

【座 長】有料化した場合の使用料収入がどの程度あって、施設の運用にどれだけのコストがかかっているのか、施設のデータがあればイメージしやすい。

【参加者】根拠を明確にして議論しないと、個人の価値観で判断してしまう。

【座 長】施設運営上のコスト面・収入面の問題と、政策的に誘導したいのか否かという観点も入ってくる。そのあたりは切り分けないと議論しにくい。

【参加者】庁内の検討では、そのあたりは積み上げられていることに期待する。

【参加者】価値や価格は市場性が関わるもの。市が無料としていることにより民業を圧迫している状況があれば、有料化する考え方もある。

【事務局】確かに、市場性の観点も有料化を判断する基準の一つとして必要である。今後、施設ごとに設定する受益者の負担割合を議論するにあたり、割合の考え方の中に市場性を用いることを考えている。

【座 長】市場性を考えることは、社会全体として「資産の適正利用、有効活用」を考えることだと思う。このように、もっと幅広い基準から施設のあり方を考えることができるので、検討をお願いしたい。

① 施設利用者駐車場について

【事務局】（①施設利用者駐車場について説明）

【座長】庁内で検討中だが、この時点で意見等あればお願いしたい。

【参加者】土地を貸し付けたり、目的外利用を認めたりすることによって、市側は安定した収入が入る。仕組みとしては有料化だが、そのような議論はしているか。

【事務局】そういったことも含め、現在駐車場運営会社に分析を依頼している。ただ、施設利用者のための駐車場なので、施設の利用者に対しては、一定時間内は無料とする必要がある。

【参加者】これは減免の議論とつながっていると理解してよいか。例えば、障害者は駐車場を有料化した場合、減免されるのか。

【事務局】セットとは考えていないが、その施設の利用者に対して一定時間の無料を設けることも必要と考えている。

【参加者】一定時間以上駐車するとお金はかかるものと認識している。

【事務局】有料化にあたっては、有料駐車場として十分に運営が可能であることを想定している。

【座長】基本的にはどれだけニーズがあるかによって料金設定がなされるので、施設利用者が少ないところを有料にすることはしない。

【事務局】利用者が少ないところは、有料化による収入よりも、そのための設備投資の方が高くなり、赤字になってしまうということが他市で実際にあったので、そこは慎重に見極めなければならない。有料駐車場として市場性がある立地条件のよい施設を想定している。

【座長】基本的にはコスト面と適正利用、有効活用ということを考え、有料化する。また、施設利用者に対しては、一定時間の無料を設定するなどの政策的判断が必要である。

② 自転車駐車場について

【事務局】（②自転車駐車所について説明）

【参加者】ラックなどの設備があれば有料化するということだが、場所が良くて、利用者も多いところは、設備の有無にかかわらず有料で良いのではないか。

【事務局】自転車放置禁止区域は、乗降客が比較的多い駅の周辺となっている。そうではない駅の周辺にも駐輪場は設置しているが、市が場所だけ提供しているような施設なので現状無料である。そのような駐輪場について、一定程度整備をしたときには、有料化することを考えている。

【座長】住民から整備の要望はあるのか。

【事務局】「有料になってもいいから整備してほしい」という要望と、「有料はいやなのでこのままでよい」という意見がある。自転車駐車場の整備や運営は、全国的に特殊な制度であり、行政が土地を用意し、財団が整備する仕組みになっている。無料の駐輪場は規模的にそれほど大きくないので、そもそも整備自体が可能かどうかという問題もある。

【参加者】有料化にあたっての判断基準に基づくと、用途が同じ施設の中で有料と無料があるのはよくないので、有料に揃えるというのは理屈上あっている。ただし、有料化するために人を配置したりゲートを設けるなどした場合の費用対効果を考えると、疑問がある。無料駐車場は無人なのか。

【事務局】無人なので盗難もあり、そういった面から有料化を要望する声もある。

【参加者】とはいえ、コスト面では有料化するとマイナスなのではないか。

【事務局】ある程度の需要と土地があれば、財団法人自転車駐車場整備センターが建物の整備や有人管理のための人件費を負担するので、行政の持ち出しはないが、現在無料の駐輪場は、それが難しい場所が多い。

【参加者】有料駐車場と無料駐車場を合わせて、指定管理に出すというやり方もあるのではないか。

【事務局】自転車駐車場整備センターが管理している施設は、同センターが建てたもので、市の行政財産ではない。自転車駐車場整備センターが20年、30年の計画で運営しているものであり、途中から市が管理することは難しい。

【事務局】京王電鉄に土地を提供していただき、自転車駐車場整備センターが駐輪場を設置し、管理しているところもある。

【事務局】歩道に設置しているラック式の駐輪帯については、市が管理しているところもある。

【座長】整備を進めて有料化を目指すのであれば、利用者の意向やコスト面を含め、慎重に検討する必要がある。また、無料の20か所のうち数箇所は、無料のままでもよいのではないかとというのが概ねの意見であった。

③ 東浅川交通公園・清川交通遊園内で貸し出す自転車等

【事務局】（③東浅川交通公園・清川交通遊園内で貸し出す自転車等について説明）

【参加者】個人的には無料でよいと思う。

【参加者】無料でよいと思うが、そもそも市側で自転車や豆自動車を保有しなくてもよいのではないか。

【事務局】この公園が作られた当時は、子供用の自転車が現在のように普及していなかったため、自転車の安全な乗り方を学んでもらうために、行政が用意する必要があったと思われる。持込みを可としている自治体もあるので、それについては検討したいと思う。持込み可とするには、自動車駐車場の数が十分でないという問題と、安全性を確保するために一度に利用できる人数を制限する必要が出てくる。行政が自転車を保有する必要性は低いと思うが、こうした背景もあり、全く持たないわけにもいかないと考えている。

【参加者】同じ子が長時間使用し、他の子が利用できないことを防ぐ意味では有料でもよいのではないか。

【事務局】八王子市では、2時間の時間制限を設けている。

【座長】東浅川の方が利用者数が多いのには理由があるのか。

【事務局】立地的な理由と、施設として整っていることから、通常の公園としても十分遊べる場所でもあり、東浅川の方が人気が高い。

【座 長】今後も継続して施設を更新していくのか。

【事務局】開設当初ほどのニーズはなくなっていると思うので、今後施設マネジメントの取組の中で検討が必要と考えている。

【座 長】概ね現状どおり、無料の運営でよいとの意見であった。

④ 市立小中学校 校庭及び体育館（夜間・土日など）

【事務局】（④市立小中学校 校庭及び体育館（夜間・土日など）について説明）

【参加者】利用実態として、学校運営や地域活動に寄与する団体の割合はどのくらいか。

【事務局】大半が地域の団体と思われる。

【参加者】だとすると、有料化しても実質は無料ということか。

【事務局】学区外の地域の方が利用している場合もあるので、そのような場合には有料ということを考えている。

【参加者】学区内の地域の方が使う場合は、無料でよいのか。照明代などの必要経費を負担していただくのが筋ではないか。よほどの理由がない限り、学校運営や地域活動に寄与する団体に対して無料とする理由にはならないと思う。

【事務局】全て有料化することで、学校と地域の関係が崩れてしまうのではないかと懸念がある。

【参加者】学校が地域と密着して運営していることはよくわかる。最近では特に学校と地域の関係が重視されているので、有料化によってその関係が崩れることへの懸念もよくわかるが、実際利用している方が負担するのが筋だと思う。

【座 長】有料化の判断基準を曲げてまでも、地域と学校との関係が重要であるということ強く言わなければ、同じ校庭や体育館を使うのに学区の違いで有料だったり無料だったりというのは、批判的な意見もあると思う。この形で整理するのであれば、そこを強く主張する必要がある。

【参加者】最低でも光熱費等の実費相当は必要。“学校運営や地域活動に寄与する団体”かどうかの判断も曖昧で、非常に主観的になるので、原則有料とした方が理解を得られやすい。どうしても無料とするならば、その条件を厳しく設定する必要がある。

【座 長】学校長が使用許可を出すことになっているが、学校ごとに学校長が判断するとすると、学校によって基準が違うのではないかと不信感を持たれる可能性もある。ある程度統一した基準が必要である。

【参加者】有料としている自治体の金額はどの程度か。子どもたちが野球やサッカーなどで使用する場合も有料なのか。

【事務局】他市では、1時間100円から高いところは1,200円という市もある。

【参加者】土日は練習場所としてかなりの頻度で利用している。毎回同じ場所が使用できるとは限らないので、複数の学校を調整しながら使っている。

また、チーム費として各家庭から1000円程度徴収し、備品の購入費や有料施設の使用料に充てているので、土日の練習場所も有料となると、利用者としては問題となる。

【参加者】原則有料とし、減免の議論の中で「中学生以下の施設の使用料は免除がよい」

という意見が多かったので、減免の規定により免除するのがよいのではないかと判断する側の主観的な要素が入らない方がよい。

【事務局】土日は小中学生の利用が多い一方、夜間の体育館は大人の利用が多い。夜間の校庭は照明代の負担があるのに対し、体育館は無料なので、事務局としても不公平感があると認識している。

しかし、子どもを指導するためにPTAなどがボランティアで協力している実態もあるため、市の方針として無料としてきたが、それを一律有料化することは、ハードルが非常に高いと感じる。また、中学生以下を免除とする場合、利用者のうち子どもが何割いれば無料なのかというルールが必要。例えばママさんバレーに子どもを参加させれば無料なのか、という問題も考えられる。

【参加者】だからこそ、一律有料化するのがわかりやすい。チェックする費用もかからない。子どもであっても取るものは取る。料金の徴収方法が問題として残るが。

【事務局】その問題は非常に大きい。自治体によってやり方も様々で、前売券を学校開放員に渡す方法を取っているところもある。使用料をあらかじめ払っていた場合、雨で校庭が使えないときや、人数が集まらずキャンセルしたいときの対応など、調整事項が多い。

子どもが利用する場合は、先ほど議論のあった中学生以下の減免規定に基づき、少なくとも土曜日は無料（免除）とする条例を作りたいと考えるが、「なぜ土曜日と日曜日では扱いが違うのか」という声は当然出ると思う。

【座長】いずれにしても、有料化することによって市民側は公共サービスをどれだけ受けているのかを認識することができる。そういう意味でも、有料化がよいのではないかと。

しかし、地域との問題で一律その方向で整理できないのであれば、例外として扱う重要性を明示した上で減額・免除を考えていけばよいと思う。有料化に伴う運営上の問題は検討を要する。

時間となったので、⑤以降は引き続き次回の検討事項とする。

3.閉会